

《論文》

20世紀転換期における商業会議所とフランス銀行 —特権更新をめぐる世論に関する一考察—

武田佑太

はじめに

現代では中央銀行として知られるフランス銀行は、その役割をめぐって、アカデミックないし世論のレベルにおいて、常に多様な解釈や要求がなされる場であったことで知られる。同行に関する数多くの著作を残した A. プレッシ (Alain Plessis) 氏によると、1908年以降に同行によって整理された刊行物などは600以上に上り、さらに、現在の同行の研究グループ (Mission historique de la Banque de France) は、1990年代末時点でおおよそ1,000ページに及ぶ同行の参考文献リストを作成したが、これらの資料でさえ、全体の一部に留まっているとされる (Plessis, 1998)¹。これらの先行研究の著者の中には、歴史家やエコノミストのみならず実務家や法律家、ジャーナリストも含まれている²。代表的な先行研究を残した実務家としては、19世紀末に同行経済研究局長を務め、同行の各種統計を整理し刊行したルロー (G. Roulleau)、主に同行理事会議事録を基に、同行の設立以降の歴史を詳細に叙述したラモン (G. Ramon)、第二次大戦後に同行総裁を務めたボンガルトネル (W. Baumgartner) などを挙げるができる³。1996年には、同行文書館によって体系的な形で資料の目録化が開始され、それに基づいて現

1 Plessis (Alain), *Histoires de la Banque de France*, Albin Michel, 1998, p.11.

2 *Ibid.*, pp.13-26.

3 Roulleau (Gaston), *Les Règlements par effets de commerce en France et à l'étranger*, Paris, Dubreuil, 1914; Ramon (Gabriel), *Histoire de la Banque de France d'après les sources originales*, Bernard Grasset, 1929; Baumgartner (Wilfrid), *La Banque de France, tradition et progrès*, Université des Annales, 1955.

在に至るまで調査・研究が行われている。

他方で、長期の不況を経た 19 世紀末以降、フランス国内の商業会議所は、定期刊行物である『商業会議所会報』(*Journal des chambres de commerce*)を通じて、政治と世論への働きかけを強めていった。その対象として、株式銀行として設立されながらも、過去に多くの局面において、様々な方面から業態の拡大を求められてきたフランス銀行も例外ではなかった。この中で同行は、90 日を支払期間とした商業手形の割引を原則とするなど、その与信業務の条件の厳格さが、常に議論の的とされてきたことで知られる。本稿は、長期の不況を経験した後の 20 世紀転換期における世論、なかでも商業会議所の見解を具体的に明らかにし、これらが同行の経営にどのような影響を持っていたかについて考察することを目的とする。

フランス銀行をめぐる世論については、たとえば権上氏は、19 世紀以来の世論において、同行が上位 200 名の株主からなる「200 家族」の金融ブルジョワジーの独占物と化しており、フランス資本主義を支配する「金融寡頭制」あるいは「金融封建制」の牙城であると見なされ、さらに小営業者の利益を犠牲にし、政府に自らの政治的意思を押しつけているといった批判が特徴的な傾向をなし、また、同行に関する先行研究の多くは、こうした批判とその背景にある同行の制度上の特質に主要な関心が払われてきたとされている(権上、1999)⁴。

しかし、世論に関する以上のような整理は一般的な理解に留まっている。また、フランス銀行に関する膨大な諸研究は、上記のような関心に留まってはいない。たとえば、同行の歴史に関する第一人者である上述のプレッシ氏は、第二帝政期の同行をめぐる世論を一般化することを控えつつ、当時の刊行物の調査を通じて、実態の一端を示している(Plessis, 1985)⁵。第二帝政政府の基盤には、普通選挙という現実があり、ナポレオン III 世に率いられた

4 権上康男『フランス資本主義と中央銀行—フランス銀行近代化の歴史—』東京大学出版会、1999年2月、1頁。

5 Plessis (Alain), *La politique de la Banque de France de 1851 à 1870*, Librairie Droz, 1985, pp.43-45.

政府は「こうした支持を勝ち取るためには、何でも行わなければならなかった」。こうした要請の中で、政府としては、同行の業務に対する要望も実現していく必要があったのである。プレッシ氏によると、当時の世論は、同行を他の信用機関と同様の、営利追求を目的とした一企業としてのみ見なしたのではなく、同行には「公的利益」(l'intérêt public)に即した形で行動する義務があると見なす傾向があった。その背景には、自身の取引のために資本を必要とする「小営業(もしくは小規模商業)」(petit commerce)や、抵当信用制度の未整備により借入れに困難を抱える土地所有農民、そして労働者などの需要があった。こうした要求は、嘆願書の形で、同行や地方県知事、財務大臣、商務大臣、内務大臣、さらには皇帝など、様々な公的セクターに及び、同行の営業拠点の地方への進出などを訴えたとされる。

こうした声に対してフランス銀行は、地方における支店の新設や割引率の引き上げを遅らせることなどによって応えた。ただし、同行の理事会が慎重な立場を貫いたこともまた確かであり、たとえば、支店新設が拒絶されるケースや、新設が認められたとしても、営業の開始が著しく遅れるケースが頻繁にあった。そして、1857年における同行の銀行券発行特権の失効が近づくと、同行の存続の是非や、特権の更新と引き換えに同行の業態拡大を規定する立法措置の要求をめぐって論争が活発化していった。結果的に同行は、立法措置による銀行券発行特権の更新と引き換えにより、業態の拡大を義務付けられることになる。こうした世論の活発化や法制化の動きはその後も見られ、1897年特権更新法(以下、1897年法)の成立時には、同行の業態は、1857年時よりも著しく拡大されることになる。

つまりプレッシ氏によると、フランス銀行は世論と無縁な存在であったのでは決してなく、同行の性格はその影響を確実に受けることで、常に変化していたのである。他方で、上述のような同行への批判も含めた広範な世論は、単に同行の現実の姿と乖離する現象であったのではない。同行の文書館には、当時の行員が整理したと思われる大量の新聞の切り抜きや、様々な団体への意向調査の結果が保管されている事実からも、同行が世論を強く意識していたことがうかがわれる。したがって世論は、同行の独立性を後退させ

る要因でもあったと言える。本稿では、第三共和政期における世論の主要な要素として商業会議所を取り上げ、1911年に行なわれた、同行に関する商業会議所への全国的な意向調査（以下、1911年調査）の結果と内容を示していく。

第1節 1897年特権更新法の性格

1911年調査は、同年に商工務省 (Ministère du commerce et de l'industrie) 主導で行われたものであり、具体的な諮問内容は、(1897年法によって規定された) 現状を維持するべきか、そして、否の場合には現状になされるべき修正点は何かという二点からなる。諮問内容から判断する限り、商工務省には、1897年法で規定されていた1920年12月31日における特権有効期間の満了に伴って、商業会議所の見解を基に更新法をいかに作成するかが念頭にあったと思われる。また1897年法では、1911年の時点で議会が特権を強制的に失効させる法を成立させる権限を有していたことから、議会にとっても、商業会議所の見解を諮る必要があったと言える。

では、1897年法はどのような性格を有していたのか？ 上述のようにフランス銀行は、創立時より株式銀行としての性格を有していたが、下記に示す同法の条項を見る限り、その性格を超えて、政府・議会と経済界への広範な貢献が義務づけられていることがわかる。しかもこのような特徴は、1857年特権更新法よりも極めて顕著であった。

1897年11月17日法

(「フランス銀行の特権を更新する法」)⁶

第1条

共和暦11年ジェルミナル24日法、1806年4月22日法、1840年6月30日法、1857年6月9日法によってフランス銀行に譲渡され、1897年12月

6 *Lois et statuts qui régissent la Banque de France*, Imprimerie Paul Dupont, 1931, pp.285-290.

31日に満了を迎えた特権は、23年間延長され、1920年12月31日においてのみ失効する。

第2条

1808年1月16日の政令によって制定された同行の基本定款第9条第1項は、次のように修正される。

「同行の業務は次の通りとなる。

1. すべての者に対して、3か月を超えることができない一定期日を支払期限とし、商人 (commerçants) と農業組合 (syndicats agricoles)、あるいは支払い能力の点で信用力を有した他のすべての者によって署名された為替手形と他の商業約束手形を割り引く。」

第3条

同行の総裁と副総裁の職は、議員の職務と (mandat législatif) と両立可能である。

第4条

1806年4月22日法第19条は、その第二段落に続いて、次の段落の追加によって補われる。

「上記の職員はフランス人でなければならない。」

第5条

1897年1月1日以降、1920年まで、同行は国家に対して、同行は国家に対して、毎年、且つ週を単位として、割引率の8分の1を(銀行券の)生産的流通額によって(乗じた)値に等しい上納金 (redevance) を支払う、そして上納金は2,000,000フランを下回ることは決してない。

当該上納金の設定に関しては、生産的流通の年額は、1878年6月13日法の適用に基づいて算出される。

上納金週払いの第1回目は、当該法が公布された週の末日から14日後に請求可能となる。その他の支払いは、毎年1月15日と7月15日に行われ、最終支払いは1921年1月15日に行われる。

第6条

1857年6月10日の協定の下に、同行により国家に対して同意された3%を利率とした60,000,000フランの融資、及び、1878年6月13日法によって承認された1878年3月29日の協定の下に、同行により国家に対して同意された1%を利率とした80,000,000フランの融資は、1896年1月1日以降、利子を伴うことを停止する。

同行は、その特権が有効である全期間において、当該融資のすべて、あるいは一部の弁済を要求することができない。

第7条

1896年10月31日の協定は承認されるものとする。同協定の下に、第6条によって定められた140,000,000フランの融資とは別に、同行は国家に対して、40,000,000フランの新規融資額を、その特権が有効である全期間において無利子の形で国家の手に委ねる。

当該協定は、印紙・登録税を免除される。

第8条

同行は、公共信用金庫 (caisses publiques) と協同して、国庫の勘定において、パリ (本店) ないし、(同行の) 支店・出張所に持ち込まれたフランス国債 (rentes françaises) とフランス国庫証券 (valeurs du Trésor) の持参人に対して、利札の支払いを無料で担う。

第9条

同行は、財務大臣の求めに基づいて、フランス国債とフランス国庫証券の発行業務のために、自らの窓口を無料で開設する。

第10条

国庫の会計官は、支店におけると同様、出張所 (bureaux auxiliaires) において、国庫の当座勘定への受け払い業務を行うことができる。

併合都市 (villes rattachées) において、同行は、国庫会計官の指図で歳入に対する債務者が振り出す手形の取立と同様、国庫会計官宛てに、他の国庫会計官によって振り出された手形の取立を、すべての支払期日において無料で行なうことが義務づけられる。

第11条

当該法律の公布から2年間、支店の数は、18の出張所を支店に変更することにより、94から112に増加させることとする。

さらに、支店を有していない各県庁所在地において1つの支店が設立されることになる。

支店への変更がなされない出張所は現状において維持される。

当該条項によって確立された諸機関と業務は、当該法律の公布から最大2年の間に営業が開始される。

上記で定められた支店設立とは別に、同行は1900年以降、毎年少なくとも1つの出張所を、その数が14に至るまで設立する。当該出張所が設立さ

れる箇所は、財務大臣とフランス銀行との間の合意により決定される。

第12条

状況により5%を超える割引率が必要な場合は、その結果として同行にもたらされる収益 (produits) は、株主の間で毎年分配可能な金額から差し引かれる。そして、4分の1は自己資本金に加算され、余剰金額は国家に帰する。

第13条

最大4,000,000,000フランと定められたフランス銀行(本店)とその支店による銀行券発行額は、5,000,000,000フランに引き上げられる。

第14条

特定の種類の銀行券の法定通用力 (cours légal) は、同行の求めに基づいて、政令により廃止されることが可能であり、この時、同行はさらに、自身のパリ本店や支店・出張所において、一覽払あるいは地金通貨 (espèces) の形で銀行券の払い戻し(もしくは兌換 remboursement)を行う義務を常に負う。

当該条項の第1段落によって想定された条件に加え、銀行券の法定通用力は、法によって廃止されることはできない。

第15条

フランス銀行は、当該法律の公布の翌月には、払い戻しを目的として提示されることのないすべての印字済み旧銀行券の金額に相当する金額を、国庫に払い込む。

当該銀行券はしたがって、流通から取り除かれることになる。この時、国庫は当該銀行券の払い戻しを担い、当該銀行券は後に、同行の窓口に表示されることが可能となる。

同行の特権が失効するまで、あるいは、1920年より前に失効を迎えた場合には、少なくとも新規の特権が失効するまでの間、同行は、前段落で言及された、払い戻しが同行に求められることのない銀行券とは別の銀行券を所有し続ける。

第16条

同行は、財務大臣が修復を命じた純度の低い金貨を、その支店・出張所で秤量し、自身の費用負担において造幣局に移転する義務を負う。新規の貨幣は同行の本店に引き渡される。

第17条

1896年10月31日の協定は承認されたものとする。当該協定は、フランス・ベルギー・ギリシャ・イタリア・スイスとの間で1885年11月6日と12日に結ばれた通貨協定の執行に関して、国家とフランス銀行の関係を規定したものである。

当該協定は、印紙・登録税を免除される。

第18条

第5条及び第7条の適用により同行によって払い込まれた金額は、任意の法が、単一ないし複数の農業信用機関の設立・運用条件を確立するまでの間、国庫の特別勘定に移転され、留保される。

以上の条項については、若干の説明を加える必要がある。まず、国内農業の保護について。第2条では、創立時に定められた基本定款第9条が修正され、割引手形の署名人として、「農業組合」が意図的に挿入されている。フランスの農業セクターについては、小土地所有・零細経営を特徴とした農民が各地に存在していた。長期の不況の下では、こうした条項は農業保護の性格を有していると考えられる。また、第18条で想定されている農業信用機関向けに確保された国庫勘定資金が、実際に、後の1899年3月31日法により、相互農業信用地域金庫 (caisses régionales de crédit agricole mutuel) に対して、無利子で貸し付けられることが規定された点、そして、下記の1896年10月31日の協定に見られるように、各支店の執行部に「農業利害の代表」を加えることが義務化されている点は、農業保護の傾向が顕著となっていることを示している。

次に、フランス銀行による上納金に関する第5条で見られる「生産的流通」とは、同行の「生産的業務」(opérations productives)、すなわち、手形割引や証券担保融資などの融資業務に伴って発行された銀行券の流通額を示している⁷。また、第5条では、「割引率の8分の1を生産的流通額によって」の文言に続く「乗じた (multiplié)」という文言が省略されているが、

7 Archives de la Banque de France (ABF), 1035200401/20.

この文言は財務大臣コシュリー（Cochery）の法案に明記されている⁸。

次に、フランス銀行の支店網に関する条項で見られる「併合都市」は、地方における手形取立対象地域を拡大することを意味している。いま一つの「出張所（bureaux auxiliaires）」と呼ばれる機関は、支店の下部機関として、従来よりも多くの地域において割引手形が持ち込まれることを可能とした。前者の機構については、1880年にE.ドゥノルマンディー（Ernest Denormandie）総裁の下で試験的に始められ、続いて1881年末に総裁に就任したJ.マニャン（Joseph Magnin）の下で、主張所と共に急速に拡大された。両機構は支店とは異なり、立法の成立を待たずに、同行のイニシアティブによって各地で展開されることが可能であり、1897年法で成文化された法的根拠を持つに至った。また、第11条に見られるように、同行の意思決定に対する財務大臣の関与が法的に規定された点は、同行の支店網拡大が、国益と関わるものであると認識されていることを意味していると思えることができる。

なお、1897年法において言及されている1896年の協定の内容は下記の通りとなる。ここでも、政府と経済界への貢献が念頭に置かれていると言える。

1896年10月31日の協定

（同行がその内部規定に行う修正に関するフランス銀行総裁による財務大臣宛て書簡）⁹

1. 同行は、間接振替が無料で行なわれる期間を5日から10日に延長する。
2. 同行は、約束手形、間接小切手、パリ本店及び地方拠点との双方の間の振替にかかる手数料を半額とする（すなわち25%）。
3. 同行は、手形割引の対象となる（手形券面上の）最小額を、当地払手形（papier sur place）に関しては5フランに、他所払手形については10フランに引き下げる。

8 ABF, Procès-verbal du Conseil général, 22 octobre 1896.

9 *Lois et statuts. op. cit.*, pp.281-282.

4. 同行は、手形署名人の支払い能力に応じて、同行自身が判断を下す範囲内において、割引の保証として寄託される証券の価額に応じて割り引かれる2名署名手形の割合を増加させる。
5. 同行は、証券の寄託者によって同行に与えられる書面による指図に基づいて、同行の保管に委ねられたフランス国債（rentes françaises）の利札を、寄託者の勘定において、直ちにフランス公債（fonds publics françaises）を購入することによって資本化する（capitaliser）。
6. 同行はその支店において、すべての営業日に手形を割り引く。
7. 同行は、その併合都市において支払い可能な手形を、毎月のすべての支払期日において割り引く。
8. 同行は、同行が選定する60の新規の併合都市において、取立業務を組織する。
9. 同行は、自身の負担により、複数の支店・出張所とその本店の間において、同行の金庫に有する補助貨幣の移転を行う。この移転業務は、（財務）大臣によって、国庫会計官の金庫の補充のために、同行に要求されうる。
10. 同行は、すべての支店において、自身が決定する条件に基づいて、証券の自由な寄託を受ける業務を継続する。
11. 同行は、各支店において、執行部（administrateur）の席を、農業利害の代表1名に対して留保する。

第2節 フランス銀行の特権更新法をめぐる商業会議所の見解

—1911年における意向調査—

1911年調査における商業会議所の見解は、各会議所当たり1ページから10ページほどの手書きないしタイピングによる商工務大臣への返信書簡の形で、フランス銀行文書館に保管されている¹⁰。保管されている文書における見解のすべてに共通している点は、いずれの商業会議所も、同行が1897

10 ABF, 1069199115/23.

年法に基づいて1911年まで行ってきた業務を評価し、特権更新を支持している点である。したがって、商業会議所に関する限り、同行の業務内容への批判的な見解は、本稿が扱う史料では、表3に示すように、管見ではほぼ見られなかった。なお、商業会議所の要求事項に関する表1と表2は、フランス銀行が作成したものであるが、必ずしもすべての要求事項が網羅されていないため、表3では、各商業会議所の見解の内容を基に、特権更新に対するそれぞれの立場や要求事項を筆者がまとめている。これらの表を突き合わせることで、全国の商業会議所の見解の傾向を把握することができると考えられる。

1897年法に基づいてフランス銀行が行った業務について、商業会議所が肯定的に評価している具体的内容については、ほぼすべての商業会議所に共通しているために、表3では省略している。したがって表3では、1897年法以外において同行が行った業務に対する評価を主に示している。表3では省略されている前者の評価については、トロワ商業会議所（Chambre de commerce de Troyes）の見解を代表例として示していく。トロワ商業会議所の評価項目は、「Ⅰ 国家に資する新たな利点（Avantages nouveaux en faveur de l'État）」、「Ⅱ 公衆に資する新規の融資（Avantages nouveaux en faveur du Public）」、「Ⅲ 結論（Conclusion）」からなる。

「Ⅰ 国家に資する新たな利点」に関する評価については、まず、40,000,000フランの対国家無利子融資により「農業信用金庫」（Caisses de crédit agricole）の設立が促され、さらに金額が180,000,000フランに引き上げられた事実が挙げられている。次に、「国家」（État）への貢献業務として挙げられているのは、フランス銀行による対国庫関連業務である。これは、国債・国庫証券に付帯する利払いを無料で行う代理業務、国庫の資金移転の代理業務を支店のみならずすべての出張所で行うこと、国庫会計官によって譲渡された手形を併合都市において無料で取り立てること、国庫証券の発行のための窓口を開設すること、そして、歳費を補助貨幣によって補填するために必要なすべての移転業務を無料で行なうこと、以上からなる。財務省の報告書によると、これらすべての業務が実際に組織され、首尾よく

運営されているが、同行がこれらの業務を通じて本来得られるべき報酬は、年1,000,000フランに達すると試算されている。なお、本稿で扱っている一連の史料では、上述の「国家」は政府・議会の意味合いで用いられており、「公衆」(public)や、commerceやindustrieなどの語で示される経済とは切り離されているケースが極めて多い。

次に、「Ⅱ 公衆に資する新規の利点」について。まず、支店・出張所の新設と、併合都市の対象地域の拡大については、1897年法の公布後2年の間に、フランス銀行は18の出張所を支店に変更し、これまで支店を有していなかった11の県庁所在地のそれぞれに支店を設立した。さらに、30の出張所を新設し、新たに60の地域を併合都市の対象として組み入れた。現在進行中の拡大措置に関しても、1900年から1914年にかけて、毎年1つの出張所の新設が実行に移されているとされている。また、実際の運営においても、支店・出張所における手形割引が、1897年以来毎日行われていること、併合都市における手形取立がすべての支払期日において行われ、すべての支店における証券の自由な寄託が受け入れられ、そして、農業信用地域金庫(Caisses régionales du crédit agricole)の発展が、同行によって支援されていることなどが評価されている。したがって、1897年法の規定通りに支店網の拡大が進行していることが評価されている。

次に、証券を担保とした2名署名手形割引の割合の増加については、具体的なデータは提示されていないが、この種の割引の性格について興味深い記述が見られる。まず、この業務は、商人や工業家のための直接割引に主として向けられており、商工業における小営業の発展を目的としているとされる。小営業の発展は、1897年法で規定された割引手形の最小額面の5フランへの引き下げによっても促されている。これにより、100フランを超えない手形が割引手形全体に占める割合は、1897年における33%から1910年における55%へと上昇した。この増加率は、割引手形全体のそれよりも高いとされている。

以上は、与信業務の拡大と関係しているが、当該項目では、表3では省略されているが、重要な点として次の点を挙げるができる。またこの点

は、大多数の商業会議所の見解において共通して見られる特徴である。まず、同行が銀行券の信用を維持している点であり、その要因として、1897年時点で2,000,000,000フランに上る金と、1,200,000,000に上る銀からなっていた準備金が、1910年には、金のみで3,400,000,000フランに上り、同行が豊富な準備金を有している点が挙げられている。そして、同行の準備金により、1907年のアメリカ合衆国発の恐慌の際には、他国に比して同行の割引率が低率に抑えられたことなどが評価されている。そのほか、表3にもあるように、1910年の洪水の際には、同行が無利子の対国家融資を通じて被災者を支援した事実が挙げられている。

以上、トロワ商業会議所を、1897年法以降のフランス銀行の実績に対する肯定的な評価の代表例として見てきたが、特権更新の支持の詳細には若干の濃淡が見られることもまた確かである。つまり、下記の表3に見られる「現状維持を支持」や「1920年までの現状維持を支持」の立場は、あくまで当座の支持を意味している可能性もある。実際、フランス銀行の手によってまとめられた表1と表2、及び表3に見られるように、現状よりもさらに踏み込んだ同行の業態拡大を要求する商業会議所が数多く見られる。また、多くの商業会議所が、政府・議会への貢献を、同行にとっての著しい負担と見なし、経済界への貢献を優先させることを主張している。たとえば、先のトロワ商業会議所は、同行が業務の発展を見たのは、特に「最も非生産的な業務」(opérations les moins productives)であり、業務の煩雑さと細分化により、同行の負担が常に増していることを指摘している。その根拠として商業会議所は、1897年以前とこの年以降の13年間における同行の業績を比較し、業務総額が53%増加したのに対し、粗利益 (produit brut) は40%、純利益 (produit net) は22%の増加率に過ぎないことを指摘している。さらに、純利益の増分(2,500,000フランから8,000,000フランへの増加)のほとんどは政府に帰す一方で、株主への配当は16,000,000フランから14,000,000フランに落ち込んだことが指摘されている。こうした傾向をもたらした要因の一つである上納金については、1897年以降、年平均で4,700,000フラン以上に及び、1911年時点での総額は、当初想定されていた30,000,000フラ

ンから 40,000,000 フランの範囲を超えて、66,000,000 フランに達した。他方、この頃の株主の数は 32,000 に達し、半数以上は 1 株もしくは 2 株しか有していない小規模株主であったが、株価は、1884-1896 年の平均 4,180 フランから、1898-1910 年の平均では 3,964 フランに低下し、他方で他の信用機関では著しい株価上昇の恩恵を受けているとされる。その他、ラ・ロシェル (La Rochelle) 商業会議所は、フランス銀行の負担のあり方について次のように述べている。

「ここでは、(... 中略) 単に次の諸点を想起することが妥当と言える。すなわち、フランス銀行が設立されたのは、何らかの収益を国家 (État) にもたらすためではなく、この国に健全な通貨体制と、同時に経済 (commerce) の取引を促進するためである。」¹¹

以上のような留保はありながらも、各商業会議所の見解を詳細に見るならば、やはりフランス銀行の業務を肯定的に評価する傾向には変わりはなかった。それは、各地の商業会議所が 1897 年法の規定以外で同行が業態の拡大に乗り出したことを評価している事実表れている。たとえば、アミアン商業会議所は、フランス銀行の前史の詳細に触れ、さらに同行の役割について、次のように明確に示している。

「発券特権を備えたこの高尚な機関の紛れもない利点はまず、同行がこの国の金属準備の保持者であること、信用貨幣 (monnaie fiduciaire) の調整的存在であること、経済的危機や国民的危険が生じた際には国家の至高の財源 (ressource) であり保証的存在であること、そして最後に、著名なイギリス人エコノミストであり金融家であるバジヨット (Bagehot) が述べているように、それは銀行の銀行である。」¹²

11 ABF, 1069199115/23.

12 ABF, 1069199115/23.

上記の引用文に見られる「銀行の銀行」機能は、バジヨットが引用されていることから、特に、金融市場の安定化を主たる内容とする「最後の貸し手」機能を指していると思われる。これは、現代の中央銀行機能の代表的なそれとして知られるが、フランス銀行に関わる当時の諸法では、制度化されていたわけではない。アミアン商業会議所のほか、極めて多くの商業会議所が、特に、上述の1907年に発生したアメリカ合衆国における恐慌が諸外国に波及した際の同行による鎮静化の役割を肯定的に評価している。なお、上記に見られるように、アミアン商業会議所は、同行がバジヨットの定理に沿った機能を果たしていると思なしているが、バジヨットにおいては、発券銀行の利率の引き上げを容認しつつ、優良な担保を提供するような信頼ある借主には寛大な貸付を容認する形となっており、低割引率の維持に見られるように、フランス銀行がとった行動はこれらとは根本的に異なる。また、同行の低割引率が、経済界への貢献として、ほぼすべての商業会議所により肯定的に評価されている点を考慮するならば、信用力の観点において想定されている借主の範囲も、バジヨットと商業会議所の間では隔たりがある。同行の場合、表3に見られるように、信用力の点で常に問題視されてきた農業への貢献が、同行への肯定的評価の一部をなす商業会議所が非常に多く、低割引率の恩恵の対象には農業も念頭に置かれていたことを踏まえるならば、同行が想定する借主の範囲は、農業者も含めた広範なものとなっていたと言える。

フランス銀行の数ある支店の中でも、常にトップクラスの業績を残していたマルセイユ商業会議所の見解においても、局地的な特定の利害が考慮されるだけでなく、より広い形による信用の恩恵の普及の必要性が意識されている。そこでは、短期の商業手形の割引という、よく知られた同行の慣行が問題視されている。

「他方で、輸出商業は外国の競争者に対して不利な立場に位置づけられている。というのは、フランス銀行によって設定された3か月の最大支払期間が我々の国で慣例となっており、長期の手形は異常なものと思

なされ、また、民間の銀行家は、必要時における（当該手形の）現金化に頼ることができないために、これ（長期の手形）を極めて消極的にしか受け入れないことから、これ（長期の手形）が、高いコストの条件でしか譲渡され得ないものと見なされているからである。」¹³

他方で商業会議所は、フランス銀行が、国益のみに準じた非営利機関であることを望んだわけでは決してない。商業会議所の諸見解の中で非常に多く見られたのは、同行が株式銀行ないし民間金融機関としての性格を維持することが求められていた点である。同時に、当時の社会主義派の議員から呈されていた同行の国立銀行化の案、ないしは同行への政府・議会の介入の強化といった傾向に対しては、多くの商業会議所が反対を表明している。たとえば、パリ商業会議所は、次のように同行の民間金融機関としての性格を維持することを主張している。

「(... 中略) フランス銀行は、国家の管理下に置かれながらも、株主の資本によって機能し、且つ彼らによって選出された理事会の運営下に機能する一つの私的会社の特徴を保持している。国家が総裁と副総裁の任命権を保持したことは、その管理権の完全な行使を保証している。職員の採用や昇進、規律にまでこの国家介入を広げようと望むことは、理事会の運営の自由を制限することであり、また、とりわけ、同行の職員の職務行動に、我々の偉大な機関に維持することが不可欠なところの商業的特質とは対照的な行政的慣行を、明確な形でもたらすことである。」¹⁴

民間信用機関としての性格の維持の必要性と並んで、表3に見られるように、フランス銀行の配当金が減少していることへの懸念も、商業会議所間で共有されていたと考えられる。しかしその場合においても、地方への

13 ABF, 1069199115/23.

14 ABF, 1069199115/23.

同行による融資の普及を求める傾向は存在している。たとえば、ペロンヌ（Péronne）商業会議所の見解において、その傾向が顕著にみられる。なお、下記に見られる「信用の配分」は、同行の歴史を通じて頻繁に見られる表現であり、フランス経済における課題として、しばしば議論の俎上に上げられる産業金融の問題と関わっている。

「あらゆる負担増は、さらに（フランス銀行の）配当を低下させ、そのために株価を低下させることが懸念される。このことは、株主にとっては極めて有害である。それならば、フランス銀行は自身の発券特権を放棄し、より高い配当を与えている（民間の）大信用機関と同様の、一個の自由な銀行となった方が良い。

以上の理由から私は、1911年にフランス銀行の特権を放棄させるべきではないと考える。さらに、議会は、我が国の銀行券の流通を規定し、且つ、これによりフランスの信用と強力な金融力の主たる支柱をなしているところの諸原則を疑問視することを望むべきではないと考えなければならぬ。

しかし、視点を変え、フランス銀行によって商業・工業・農業界、とりわけ信用の配分（distribution de crédit）が私的資本の主導によって大規模には保障されていない地においてなされた諸業務を考慮に入れるならば、農業融資や、他方でこれに不可欠な仲介である地方銀行を支えることが有用である都市において、フランス銀行が新たな拠点を設置することを現実化するのが望ましい。」¹⁵

こうした信用配分と業態拡大の要求の背景には、国際競争の激化があったと考えられる。大多数ではないとはいえ、多くの商業会議所が、フランス銀行による経済への貢献として評価しているいま一つの項目として、植民地を含めた外国支払地払手形の割引がある。この種の手形割引は、1897年法で

15 ABF, 1069199115/23.

義務付けられていたわけではなかったが、同行が適宜認めるに至った業務である。古くから、輸出向けのワイン生産で栄えたボルドーの商業会議所は、輸出促進の意味を持つこの手形の割引を、次のように評価している。なお、この点と関連して、フランス銀行の存在が、外国との競争上不可欠であると見なす商業会議所も数多く存在している。

「さらに、外国に支店や子会社を持たないすべての銀行家における取引関係を促進するために、同行総裁の知性あるイニシアティヴにより、1910年には、同行の支店支配人が、外国支払地払商業手形の取立と割引を、フランス（国内）において支払い可能な手形の割引と同等の条件で割り引くことを認めた。このような極めて恩恵ある措置は、特に我々の輸出の発展を促す性質を有している。」¹⁶

1897年法と、1918年に成立した下記の特権更新法の内容を比較するならば、フランス銀行に課された貢献義務は、少なくとも立法上は、後者においては明らかに抑制されている。この点が、これまでに見てきた商業会議所の見解によるものかについては、より立ち入った見当が必要となる。

1918年12月20日法（フランス銀行の特権更新に関する法律）¹⁷

第1条

共和暦11年ジェルミナル24日法、1806年4月22日法、1840年6月30日法、1857年6月9日法、1897年11月17日法によってフランス銀行に譲渡された特権は、1921年1月1日以降、25年間延長され、1945年12月31日に失効する。

第2条

1917年10月26日に締結された協定と、1918年3月11日付でなされた当該協定の改正、そして、財務大臣とフランス銀行総裁との間で1918年3

¹⁶ ABF, 1069199115/23.

¹⁷ *Lois et statuts. op. cit.*, pp.369-370.

月11日及び7月26日に締結された追加条約は承認されたものとする。
これらの協定は、印紙・登録税を免除される。

第3条

1917年10月26日の協定第4条によって制定された追加上納金額は、必要時に国家に帰することになる収益の一部とともに、1918年7月26日の追加協定の下に、毎年、1897年11月17日法と1911年12月29日法の適用に起因する資金（dotation）を補填するために必要な金額まで、農業信用に充てられる。余剰金は、この金額が任意の信用措置（œuvres de crédit）に充てられる条件を、任意の立法措置が決定するまで、国庫の特別勘定に払い込まれ、留保される。

おわりに

フランス銀行に関する世論のうち、商業会議所の大多数は、1911年時点では、同行に対しては批判一色ではなく、その貢献を認め、特権更新を支持していた。これは、同行の業態拡大への長年に渡る要望の大きさを考慮するならば、同行が世論を反映しうる可変的な存在であったことを示している。

他方で、上記に見られるように、多くの商業会議所は、フランス銀行のさらなる業態拡大を要求しながらも、インフレへの懸念を表明し、同行の独立性や株式銀行としての性格の維持を支持した。背景には、外国支払地払手形の割引に関する要求に見られるように、激化する国際競争の存在を指摘しうる。こうした環境に対応する必要性に迫られていたフランスの経済界は、自己の利害を守るために、同行の性格を変えるに至ったと言える。したがって各商業会議所にとっては、自己の利害のみを擁護する点では、自身の要求が、社会におけるインフレにつながることはなく、自身の反インフレの主張と矛盾することはなかったとはいえ、個々の利害が総合された場合には、インフレの可能性を内包した動的な経済社会の方向性が存在しえたと言える。

| |
|--|
| 表1 フランス銀行への商業会議所による要求事項（フランス銀行により作成） |
| 2名署名手形の割引：バステリア (Escompte de papier à 2 signatures) |
| 90日以上支払期限の手形の割引：クレルモン＝フェラン、グルノーブル (Escompte de papier à plus de 90 jours) |
| 長期の外国支払地私手形の割引：フージェール、ニース、プザンソン、リヨン (Escompte de papier étranger à long terme) |
| 輸出信用の組織化へのフランス銀行の貢献：モントーバン、バステリア、カオール、ミロー (Concours à l'organisation du crédit à l'export) |
| 担保対象としての証券のカテゴリーの拡大：グルノーブル (Extension de la liste des valeurs admises en garantie) |
| 手形割引適格対象地域の数の増加：ショレー、トゥール、ナルボンヌ、コルベイユ (Extension du nombre de places bancables) |
| 地方の拠点の位置づけの変更ないし新設：フェカン、サン＝ティエンヌ、モルレー、モン＝ド＝マルサン (Transformations ou créations de comptoirs locaux) |
| 非適格手形の割引の促進措置：ニオール、トゥール、サン＝トメール (Facilités pour l'escompte de papier non bancable) |
| 小規模商業向け信用の組織化へのフランス銀行の貢献：フェカン、モントーバン、モンリュソン、リュール、タルブ (Concours à l'organisation du crédit au petit commerce) |
| フランス銀行の対国家上納金の一部の信用諸組織への新たな割り当て：サン＝ティエンヌ、リヨン (Affectation nouvelle d'une partie de la redevance à des organismes de crédit) |
| 財務当局業務のフランス銀行への委託：モントーバン、サン＝トメール、グルノーブル (Remise à la Banque des services de Trésorerie) |
| 証券保管業務の拡大：ニオール (Extension des services de garde de titres) |
| 出張所における手形割引の自律性：ショレー (Autonomie d'escompte des bureaux auxiliaires) |
| フランス銀行拠点における手形交換所の設立：モントーバン (Création de chambre de compensation dans les comptoirs) |
| 地方銀行への支援：フージェール、ニース (Assistance aux banques locales) |
| 支払期限時における支払いの促進措置：モンリュソン (Facilités de paiement à l'échéance) |
| フランス銀行の慣用の変更：グルノーブル (Transformation des usages de la Banque) |
| フランス銀行の諸料金の変更：フランス・ワイン組合 (Modification aux tarifs de la Banque) |
| (フランス銀行が保有する) 譲渡不可国債への借り換えとその元金の増額：サン＝トメール (Augmentation du capital et remploi en rentes inaliénables) |
| (出典) ABF, 1069199115/23. |

| |
|---|
| 表2 フランス銀行への商業会議所による要求事項（フランス銀行により作成） |
| 支店網の拡大：モンペリエ |
| 中南米、オーストラリア、インド、中国、日本などを支払地とした150日支払期間手形の割引：ソミュール |
| フランス銀行が、総徴税官と民間徴税人によって代替される：フォワ（Foix） |
| 担保融資の対象として、一部の外国債と産業証券の許可：ベルジュラック |
| 手形の支払期間を90日から120日とすること：ディエップ |
| 担保融資の対象として、一部の産業証券（石炭企業）の許可と出張所の支店への変更：アルマンティエ |
| 割引率の8分の1を（銀行券の）生産的流通額によって（乗じた）収益額が、フランス銀行の拠点の収益に応じて、商業会議所に配分されること：ベジエ |
| 手形著名人の数を2人に引き下げ、もしくは証券担保による単名手形の割引、支店網の拡大、取立業務の組織化の推進： アレー |
| 小規模商業向けの融資のために50,000,000フランの融資額の払い込み、すべての支店における証券寄託業務の確立： プロワ |
| 商業、とりわけ小規模商業への便宜の拡大：フェカン |
| 手形受け入れ対象地域を全国に拡大、担保融資向け証券のカテゴリー拡大：オンフルール（Honfleur） |
| ガロヌの全地域を支払地として手形の受入れ、担保としての外国債の受け入れ許可：モントーバン |
| 海外諸国を支払地とした手形の支払期間を120日もしくは150日へ延長：マルセイユ |
| 公設質屋への支援：トゥーロン |
| フランス銀行を総徴税官によって代替、手形の受け入れを全国に拡大、商業信用への貢献：ポワティエ |
| 支店網の拡大、担保融資対象証券のカテゴリー拡大、植民地・海外諸国支払地手形の支払期間を150日に延長： ラヴァル（Laval） |
| フランスの全部を支払地とした手形の受入れ、2名署名手形、出張所の設立、担保融資対象証券のカテゴリー拡大： ペリグー |
| 支店網の拡大、非適格手形と外国支払地手形のための便宜の拡大：ルーベ |
| フランス銀行の信用を損なうもの以外の全負担：ナルボンヌ |
| 商業的重要性を有した全県庁所在地における出張所（の設立）、小規模商業への融資：テヌヌ（Thennes） |
| 担保融資対象証券のカテゴリー拡大：ベチューヌ |
| 小規模商業向け融資：タルブ |
| 併合都市の対象地域の拡大、出張所の割引委員会の創設：ショレー |
| 手続きの簡略化：ペルピニョン（Perpignon） |
| 農業融資向け資金の一部の、商業信用への割り当て：ヴィルフランシュ＝シュル＝ソーヌ（Villefranche sur Saône） |
| 証券担保融資における様々な修正措置：グレイ、ヴズール |
| 海外諸国を支払地とする手形の支払期間を150日に延長：カンパール |
| 商業全般、とりわけ小規模営業への便宜の拡大：ル・アーヴル（Le Havre） |
| （出典）ABF, 1069199115/23. |

| 表3 フランス銀行の特権更新の是非と業態に関する商業会議所の見解 (商業会議所の返信より作成) | |
|--|--|
| アンケート対象の商業会議所等 | 商業会議所等の見解 |
| パリ・地方銀行家組合連合 | 特権更新の現状維持を主張。 |
| アブヴィル (Abbeville) | 特権更新の現状維持を主張。 |
| アジャクシオ (Ajaccio) | 特権更新の現状維持を主張。フランス銀行の貢献・役割として、国内経済が外国との競争に耐えるように同行が支援することを主張。 |
| アレー (Alais) | 特権更新を支持。政府の利益よりも、国民経済への貢献を優先させることを主張し(2名署名手形の割引や支店網拡大を支持)、「国家」(État)に資するための負担の増加には反対。 |
| アルビ (Albi) | 特権更新を支持。フランス銀行の経営が、株主の利益よりも国益を優先したものであったと主張し、特権更新に伴う同行の負担増には反対。同行の貢献対象を、「国家」、「工業」、「商業」に分けている。株主の利益よりも国益を優先させたことを評価。同行の負担増には反対。 |
| アミアン (Amiens) | 1920年までの現状維持を主張。ジョン・ローの失敗といったインフレの歴史など、フランス銀行の前史にも言及。商工業の利益を損ない、銀行券の信用を損なうような同行の改革には反対。 |
| アンジェール (Angers) | フランス銀行の負担増に反対。農業信用金庫の設立に必要な対国家融資を同行が行ったことや、国庫関連業務を全国的に展開・拡大したこと、そして、特権更新法の規定とは別に外国支払地払手形の取立や農業倉庫証券の譲渡の受け入れを強調し、特権更新に伴う同行の負担増には反対。過去の恐慌への同行の対応を評価。 |
| アングレーム (Angoulême) | 1920年までの現状維持を主張。特権更新に伴う同行の新規業務については、非公式の形でフランス銀行と交渉する意向。商工業への同行の貢献を指摘。同行の実績として、1910年1月と2月に発生した洪水に際して、5年を支払期間とした100,000,000フランの無利子融資と、280,000,000フランの対国家無利子融資を行ったことを挙げる。同行を国立銀行とすることの危険性を主張し、その根拠として、普仏戦争時に同行が民間銀行の性格を有していたために、同行ストラスブル支店がドイツ軍によって没収されることを免れた事実や、戦時において国立銀行となった場合には、経済界の利益が顧みられなくなる可能性など、議員の発言が引用されている。 |
| アノネー (Annonay) | 特権更新の現状維持を主張。同行の負担のあり方については、現状維持を主張。 |

| | |
|-----------------------------|---|
| アルマンティエール (Armentières) | 特権更新の維持を主張。フランス銀行の実績の一つとして、当該商業会議所拠点地域における農業の成長を挙げる。同行の性格として、「国家から独立し、しかしまた、国家の管理に服する」という二重の性格によって銀行券の信用が金属通貨と同程度に維持されていると主張。担保証券のカテゴリーが、工業証券、特に当該商業会議所の拠点地域を範囲とする石炭関連業証券に拡大されることを主張。フランス銀行アルマンティエール出張所が支店に格上げされることを要求。 |
| アラス (Arras) | 特権更新の現状維持を主張。フランス銀行の負担増には反対。同行と国家との過剰な関係強化に反対。 |
| オブナ (Aubenas) | 1897年特権更新法によって課された貢献を強調。 |
| オベール (Aubert) | 1897年特権更新法によって課された貢献を強調。そのほか、市場の救済機能や低割引率を強調。他所払手形の取立と割引適格対象地域の拡大、対外商業の促進措置を要求。 |
| ジェル (Gers) | 国家とのフランス銀行との関係については現状維持を主張。フランス銀行オーシュ支店業務を拡大し、他所払手形の割引許可を要求。 |
| カンタル (Cantal) | 特権更新の現状維持を主張。 |
| オセール (Auxerre) | 特権更新の現状維持を主張。巨額の準備金と独立性により国内市場の混乱が免れていると主張。農業融資への貢献を主張。1897年の特権更新以来、フランス銀行の配当金の僅少さについて、同行の負担の重さを主張。 |
| アヴェーヌ (Avesnes) | 特権更新の現状維持を主張。1907年のアメリカ発の恐慌の際のフランス銀行の貢献を強調。 |
| アヴィニョン (Avignon) | 特権更新の現状維持を主張。1910年時点における同行の実績や、農業融資への貢献を主張。 |
| バステリア (Bastia) | 特権更新の現状維持を主張。 |
| バイヨンヌ (Bayonne) | 特権更新の現状維持を主張。農業の成長へのフランス銀行による貢献を主張。恐慌の際の外国支払地払手形割引を評価。割引手形の最小額面を5フランに引き下げ、小額手形の割引の増加を評価。100フラン未満の額面の手形取引の割合は、1897年における33%から、1910年に55%へ増加。1907年の米国発の恐慌への対応を評価。 |
| ボース (Beaune) | 現状維持を主張。フランス銀行の負担増を懸念。 |
| ボーヴェ (Beauvais)・ロワーズ (Oise) | 現状維持を主張。フランス銀行の独立性の重要性を強調。他方で、産業の対外的競争と、対内融資における同行の貢献を強調。 |

| | |
|-------------------------------------|--|
| ベルフォール (Belfort) | 現状維持を主張。 |
| ベルジュラック (Bergerac) | フランス銀行の定款規定を拡大し、一部の外国債やいくつかの工業証券を担保とした融資を要求。 |
| ブザンソン (Besançon) | フランス銀行を国家へさらに従属させることを危険視。当該地域の輸出を促進する目的から、90日を超えた手形の割引を要求。 |
| ベテューヌ (Béthune) | フランス銀行の負担増には反対。担保証券のカテゴリーに石油証券を加えることを要求。 |
| ベジエ (Béziers) | 農業融資への貢献を主張。フランス銀行の負担増には反対だが、国家・株主・顧客との間で同行の運営を分担させることを主張。 |
| ブロワ (Blois) | 特権更新の現状維持を主張。フランス銀行の小営業に対する貢献を評価。 |
| ボルベック (Bolbec) | 特権更新の現状維持を主張。フランス銀行による農業融資への貢献を主張。 |
| ボルドー (Bordeaux) | フランス銀行による100フラン以下の手形取引を評価。フランス銀行による外国支払地払手形の割引を、当該地域の輸出促進に寄与したとして評価。同行の負担増には反対。農業融資への貢献を強調。民間銀行としての性格を維持していることが、同行の独立性につながっていると主張。 |
| ブローニュ＝シュル＝メール (Boulogne-sur-Mer) | 特権更新の現状維持を主張。普仏戦争時におけるフランス銀行の対国庫融資を評価。 |
| ブルジュ (Bourges) | 特権更新の現状維持を主張。フランス銀行の負担増に反対。150日支払期間の外国支払地払手形の割引を要求（支払地として、南米・中米・オーストラリア・インド・中国・日本などが挙げられている）。支店理事会の構成員に農業関係者を含めることを要求。 |
| ブレスト (Brest) | 特権更新の現状維持を主張。農業融資への貢献を評価。フランス銀行の負担増には反対だが、国家・株主・顧客との間で同行の運営を分担させることを主張。 |
| カレー (Calais) | 特権更新の現状維持を主張。1907年のアメリカ発の恐慌への対応を評価。 |
| ノール (Nord) 県カンブレール (Cambrai) 区 | 特権更新の現状維持を主張。フランス銀行の低割引率により羊毛・絹産業が成長し、輸出において外国との競争に対応することが可能となったことを評価。 |

| | |
|---|---|
| カルカッソンス (Carcassonne) | フランス銀行の負担増に反対。銀行券と振替の使用が著しく増大していることから、同行を手形交換所と位置づけ、他の民間信用機関よりも、国内の信用需要に対応していると評価。農業倉庫証券の受け入れを評価。 |
| カストル (Castres) | 特権更新の現状維持を主張。 |
| セツト (Cette) | 特権更新の現状維持を主張。フランス銀行の負担増に反対。 |
| シャロン＝シュール＝ ゾヌ (Chalon-sur- Saône)・オートン (Autun)・ルーアン (Louhans) | 特権更新の現状維持を主張。 |
| シャンベリー (Chambéry) | 1920年までの現状維持を主張。1906年から1907年にかけての恐慌への対応を評価。「国内の需要に漸次的に適合できる」よう要求。 |
| シャルヴィル (Charleville) | 現状の制度的枠組みの維持を主張。農業融資への貢献を評価。フランス銀行の独立性の維持を主張。 |
| シャルトル (Chartres)・ユー ル＝エ＝ロワール (Eure-et-Loir) | 1920年までの現状維持を主張。農業への支援を評価。 |
| シャートルー (Châteauroux) | 特権更新の現状維持を主張。割引手形の最小額面を5フランに引き下げたことによる小営業への貢献を評価。 |
| シェルブール (Cherbourg) | 1920年までの現状維持を主張。20世紀初頭の恐慌の際の同行によるイングランド銀行支援を主張。同行に代わる国立銀行の設立には反対。その根拠として、フランス銀行は既にその利潤の多くの割合を国家に提供し、国家による管理が強化されている事実や、国家の介入の強化が経済活動を阻害する可能性などを挙げる。 |
| ショレー (Cholet) | 特権の現状維持を主張。取立手形の支払地対象地域の大幅な増大と、出張所に割引委員会を設置することによって出張所に手形割引に関する自律的な決定権を持たせることを主張。 |
| クレルモン＝フ ェラン (Clermont- Ferrand)・リオン (Riom)・イソワール (Issoire) | 特権の現状維持を主張。フランス銀行による定款の厳格な遵守を要求。 |
| コニャック (Cognac) | 1920年までの現状維持を主張。支店の新設と外国支払地払商業手形の割引 (acceptation) を要求。 |
| コルベイユ (Corbeil) | 特権更新を支持し、1920年まではフランス銀行の負担増に反対。 |

| | |
|----------------------|---|
| ディエップ (Dieppe) | 特権の現状維持を主張。手形の支払期間を、現状の90日から120日とすることを要求。 |
| ディーニュ (Digne) | 1920年までの現状維持を主張。 |
| ディジョン (Dijon) | 特権の現状維持を主張。政府債務の増加をもたらさうる国立発券銀行の設立に反対。 |
| ドゥエ (Douai) | 特権の現状維持を主張。 |
| ダンケルク (Dunkerque) | 特権の現状維持を主張。1907年から1908年にかけてのアメリカ発の恐慌へのフランス銀行の対応を評価。戦時資金源としての同行の役割を主張。同行の国立銀行化に反対。融資用の担保のカテゴリー拡大を要求。取立手形の支払地の対象地域の拡大を要求。振替業務の無料期間の拡大を要求。小切手や証券担保融資に適用される最短支払期間(5日間)をさらに短縮化することを要求。 |
| エルブフ (Elbeuf) | 1897年特権更新法の維持を主張。フランス銀行が私的機関として独立性を維持していることを評価。新たな負担が同行に課された場合には、農・商・工業への貢献となるよう要求。 |
| エピナル (Épinal) | 特権更新を支持。フランス銀行の組織改編と同行の負担増に反対。農業倉庫証券の割引など農業への貢献を評価。外国支払地払手形や植民地支払地払手形の割引が、フランスの輸出を促進したとして評価。 |
| エヴルー (Évreux) | 1920年までの現状維持を主張。 |
| フェカン (Fécamps) | 特権更新の現状維持を主張。ただし、フランス銀行が経済一般に対して、特に小営業に対してより多くの利便性を提供することを条件とすることを主張。 |
| フレール (Flers) | 特権の現状維持を主張。フランス銀行が自律性を有していることを評価。同行がなすうる経済への貢献を阻害しうる義務を、国家が同行に課すことに反対。 |
| アリエージュ (Ariège) | 特権更新を支持し、現状維持を主張。 |
| フジュール (Fougère) | 1920年までの現状維持を主張。1907年におけるアメリカ発の恐慌へのフランス銀行の対応を評価。農業への貢献を評価。フランス銀行の株主は、発券特権に伴ういかなる利益も得ておらず、クレディ・リヨネやソシエテ・ジェネラル、国民割引銀行のような「自由営業銀行」のような機関に戻るべきことというエドモン・テリエ (Edmond Théry) の見解は、経済へのマイナスの効果につながることから反対の立場を示す。 |
| エロー (Hérault) | 特権更新を支持。同行の支店網拡大を要求。同行の信用を損なわない限りでの負担増を要求。 |

| | |
|-------------------------------------|---|
| ギャップ (Gap) | 特権更新の現状維持を主張。フランス銀行の負担増には反対。 |
| グランヴィル (Granville) | 特権更新の現状維持を主張。 |
| グレイ (Gray)・ ヴェズール (Vesoul) | 農業への貢献を評価。 |
| グルノーブル (Grenoble) | 特権更新の現状維持を主張。 |
| ゲレ (Guéret) | 特権更新の現状維持を主張。産業の国際競争力の視点から、フランス銀行の現状維持を主張。 |
| ル・アーヴル (Le Havre) | 特権更新を支持。ただし、1911年11月11日に政府とフランス銀行との間で結ばれた協定の同行労働条件に関する第8条には反対。 |
| カルヴァドス (Calvados) | 特権更新を支持。国家によって課されるフランス銀行への負担増、とくに国庫関連業務は、経済界へのマイナスの影響をもたらすとして反対。現在の手形取立対象地域以外においても、同行による取立を行うべきことを要求。担保融資の対象証券のカテゴリー拡大を要求。 |
| ラヴァル (Laval)・ マイエンス (Mayenne) | 特権更新を支持。支店網拡大の継続を要求。フランス産業の輸出促進を目的として、仏植民地と海外諸国を支払地とした割引手形の支払期間を150日とすることを要求。担保融資の対象証券のカテゴリー拡大を要求。 |
| リール (Lille) | 1920年までの現状維持を主張。1910年に発生した洪水被害への対応としての5年を支払期間とした100,000,000フランの無利子融資を評価。 |
| リモージュ (Limoges) | 1920年までの現状維持を主張。特権更新に関する以下の報告書の内容を提示。既に対国家融資が多額に上り、フランス銀行券の信用を損なう可能性があることから、新規の無利子の対国庫融資に反対。1907年の恐慌への対応を評価。発券銀行の国立化に反対。同行の自律性を擁護。現金の流通を減少させるため、同行が手形交換所の機能を果たすことを要求。 |
| ロリアン (Lorient) | 特権更新の現状維持を主張。フランス銀行の業態拡大を要求。 |
| ロット＝エ＝ガロンヌ (Lot-et-Garonne) | 1920年までの現状維持を主張。 |
| リヨン (Lyon) | 特権更新を支持し、現状維持を主張。農業への貢献を評価。 |
| マコン (Macon) | 1920年までの現状維持を主張。 |

| | |
|---------------------|---|
| ル・マン (Le Mons) | 特権更新を支持。農業への貢献を評価。 |
| マルセイユ (Marseille) | 特権更新の現状維持を主張。フランス銀行の負担増に反対。同行の割引適格地域を国内全土に広げることに反対。現行の手形支払期間の延長を要求。外国支払地払手形の割引と、割引手形の支払期間を 150 日あるいは少なくとも 120 日に拡大することを要求。 |
| マザメ (Mazamet) | 特権更新の現状維持を主張。フランス銀行への負担増に反対。 |
| モー (Meaux) | フランス銀行の自由な営業と商工業の発展への貢献を要求。 |
| ムラン (Melun) | 農業への貢献を評価。 |
| マンド (Mende) | 特権更新の現状維持を主張。外国支払地払手形の割引を評価。 |
| ミロー (Millau) | 特権更新の現状維持を主張。 |
| モントーバン (Montauban) | 特権更新の現状維持を評価。農業への貢献を評価。農業倉庫証券の割引を評価。外国支払地払手形の割引を評価。フランスの輸出促進への貢献を評価。1907 年におけるアメリカ発の恐慌への対応を評価。証券担保融資や手形割引の際の対象担保のカテゴリー拡大を要求 (外国証券も含めることも要求)。国内全土を支払地の対象として組み入れた上で、papier détourné の割引と取立を要求。同行の国立銀行化に反対。支店網拡大を通じた小営業 (商業と工業) への貢献拡大を要求。銀行券の信用毀損に対しても警戒。同行の私的機関としての性格を支持し、立法者の介入に反対。 |
| ランデス (Landes) | 1920 年までの現状維持を主張。 |
| モンリュソン (Montluçon) | 1920 年までの現状維持を主張。フランス銀行の私的機関としての独立性を支持。1848 年の混乱の際の同行による救済融資など、歴史上の貢献を評価。農業倉庫証券の割引を評価。植民地や外国を支払地とした手形割引を評価。電報による振替業務を評価。可能な限り小営業との業務を拡大することを要求。取立手形の支払いが、手形支払期限の翌日まで可能となることを要求。 |
| モンペリエ (Montpellier) | 特権更新を支持。次の義務外の業務を行っていることを評価 (外国支払地払手形の割引、一部の外国証券と産業・金融証券を割引の担保として受け入れている点、など)。特権更新の条件として、支店網の拡大と、「同行の信用を低下させるリスクのあるものとは異なるすべての新たな負担」を要求。 |
| ムーラン (Moulin) | 特権更新の現状維持を主張。外国・植民地払手形の割引による輸出促進と、商・工・農業への貢献を評価。 |

| | |
|-------------------------------------|---|
| ナンシー (Nancy) | 銀行券の信用の観点から発券銀行の国立化に反対。フランス銀行がロシアに対して金融支援を行った日露戦争においてロシア銀行券が4分の3減価した事実や、フランス革命時のアッシニャ紙幣の事例を挙げる。普仏戦争時に、同行が私的機関であったために、ストラスブール支店とランス支店における準備金の押収を免れた事実を挙げる。同行の配当は停滞的である点を肯定的に評価し、同行の負担増に反対。 |
| ナント (Nantes) | 特権更新の現状維持を主張。 |
| ナルボンヌ (Narbonne) | 1920年までの現状維持を主張。輸出促進のため、外国や植民地を支払地とする手形の割引を行ったことを評価。商・工・農へのフランス銀行の貢献を評価。 |
| ヌヴェール (Nevers) | 特権更新の現状維持を主張。 |
| ニース (Nice) | 特権更新の現状維持を主張。農業への貢献を評価。同行の株式の配当金が低迷していることを評価。現状の国家と同行の関係がパリ金融市場の優位性をもたらしているとして評価。過剰な信用需要を引き起こすことには反対。 |
| ニーム (Nîmes) | 特権更新の現状維持を主張。フランス銀行による外国支払地払手形の割引を評価。割引適格手形の対象地域を増やし、国内全土とすることを要求。当地の小営業にとって同行が必要であることを主張。 |
| ニオール (Niort)・ドゥー＝セーヴル (Deux-Sèvres) | 特権更新の現状維持を主張。フランス銀行の負担増に反対。農業への貢献と洪水被害者への支援を評価。すべての他所払手形の割引を要求。 |
| オルレアン (Orléans)・ロワレ (Loiret) | 1920年までの現状維持を主張。農業への貢献を評価。 |
| パリ (Paris) | 特権更新の現状維持を主張。フランス銀行が国家の管理下に置かれつつも、私的機関としての性格を維持することを支持。 |
| ペリゲー (Périgueux) | 1920年までの現状維持を主張。同行のこれまでの負担増の経緯に鑑みて、新たな負担増には反対だが、担保融資の対象担保のカテゴリーの増大や2名署名手形の受け入れ、出張所の数の増加など、フランス銀行による経済への貢献拡大には賛成。 |

| | |
|-------------------------------------|--|
| ペロンヌ (Péronne) | 1920年までの現状維持を主張。フランス銀行の貢献対象を「国家」(国庫)と「公衆」に分けている。同行の負担増には反対であり、負担増に伴う配当金・株価の低下や銀行券の過剰発行を懸念。しかし、さらなる「信用の配分」と、出張所を支店に格上げすることによる同行の支店網拡大を要求。 |
| ポワティエ (Poitiers) | 特権更新の現状維持を主張。フランス銀行における国庫業務の増加などには賛成せず、現状維持を主張。 |
| ポン＝オードメール (Pont-Audemer) | 特権更新の現状維持を主張。 |
| ピュイ (Puy) | 特権更新の現状維持を主張。新規の無利子融資が要求される場合には、フランス銀行はその経営を害しない限りでこれに同意するべきと主張。同行の独立性を支持。 |
| カンペール (Quimper) | 特権更新の現状維持を主張。ただし、外国との競争の必要から、150日支払期間の手形割引や、アメリカ、オーストラリア、インドシナ、日本など海外諸国を支払地とした手形の割引を要求。 |
| ランス (Reims) | 1907年の恐慌におけるフランス銀行の対応を評価。同行が私的機関であるゆえに、普仏戦争時にドイツ軍による同行資産の没収を免れた経緯から、私的機関としての同行の独立性を評価。また、このために銀行券の信用を維持していると主張。 |
| レンヌ (Rennes) | 特権更新を支持。商業・工業に有益な現状を維持することを主張。 |
| ローヌ (Roanne) | 特権更新の現状維持を主張。1910年に発生した洪水被害への緊急無利子融資を評価。国家への貢献を目的とした負担増に反対。これまでの負担増により、フランス銀行のコスト増や配当の減少がもたらされていることを指摘。しかし、公衆への貢献を目的とした支店網の拡大を要求。同行の私的機関としての性格を支持。 |
| ロシュフォール＝スユル＝メール (Rochefort-sur-Mer) | 1920年までの現状維持を主張。 |
| ラ・ロシェル (La Rochelle) | 1920年までの現状維持を主張。フランス銀行の貢献が経済界に優先的になされるべきことを主張。同行の新規の負担増に反対。 |
| ソミュール (Saumur) | 南米・中米・オーストラリア・インド・中国・日本など海外諸国を支払地とした割引手形の支払期間を150日とすることを要求。 |

| | |
|---------------------------|--|
| ロデーズ (Rodez) | 特権更新の現状維持を主張。フランス銀行の負担増に反対。同行への国家の介入の強化の方向性ではなく、自由な営業や自律性を保証することを主張。 |
| ルーベ (Roubaix) | 特権更新の現状維持を主張。フランス銀行の貢献対象を、「国家」と「公衆」に分け、1897年特権更新法における「公衆」向けの業務が実現されたことを評価。ルーベとトゥルコワン(Tourcoing)が羊毛の販売不振とその価格の暴落を被った際、同行が、その主要支店であったリヨン支店・マルセイユ支店・ボルドー支店・ルーヴル支店の割引額を超える70,000,000フランに及ぶ額の手形割引に応じたことを評価。手形割引適格対象地域の拡大・非適格手形や外国支払地手形の割引のための便益拡大を要求。 |
| ルーアン (Rouen) | 1920年までの現状維持を主張。1897年特権更新法による負担増に伴ってフランス銀行の管理費(frais de gestion)が64%増加し、株主が利益を得ていないことを指摘。このような傾向の中で、国立の発券銀行の創設を危惧。新規の負担増が、立法の形で同行に課されるべきではないことを主張。 |
| サン＝ブリユー (Saint-Brieuc) | 特権更新の現状維持を主張。 |
| サン＝ディエ (Saint-Dié) | 特権更新を支持。サン＝ディエの出張所が支店に格上げされ、二つの出張所が新設されることを要求。 |
| サン＝ディジェ (Saint-Dizier) | 特権更新を支持、現状維持を主張。とりわけ農業信用庫(Caisses de crédit agricole)にとって最大限有益となるとの根拠から、6か月を支払期間とした手形の割引を要求。 |
| サン＝テティエンヌ (Saint-Étienne) | 特権更新を支持。フランス銀行が支店網を一層拡大することで、同行と地方商業とのより深いつながりや小営業(商工業)への一層の貢献を要求。 |
| サン＝マロ (Saint-Malo) | フランス銀行の改変に反対。農業への貢献を指摘。恐慌を鎮静化するために同行は、1897年特権更新法では義務化されていなかった「外国の商業手形の割引」をためらわなかったことを評価。1897年特権更新法は、同行の株主にとっては不利益であったことを指摘。 |
| サン＝トメール (Saint-Omer) | 特権更新の現状維持を主張。 |
| サン＝カンタン (Saint-Quentin) | 1920年までの現状維持を主張。普仏戦争の混乱時にフランス銀行の銀行券の信用が維持された事実を挙げる。1910年の洪水における同行の対応を評価。 |

| | |
|------------------------------|--|
| ソミュール (Saumur) | 特権更新の現状維持を主張。小営業（商工業）の輸出促進を目的とした 150 日支払期間の海外諸国（南米・中米・オーストラリア・インド・中国・日本など）支払地払手形の割引を要求。ソミュールのフランス銀行出張所を支店に格上げし、「併合都市」の対象地域の増加を要求。 |
| セダン (Sedan) | 特権更新の現状維持を主張。有事の際にフランス銀行の準備金が国防に資する役割を評価。 |
| サンス (Sens) | 特権更新の現状維持を主張。通貨のひっ迫の際、外国支払地払手形の割引などで対応したことを評価。1907 年のアメリカ発の恐慌への対応を評価。フランス銀行の設立主旨として、「国家」のためではなく、通貨制度の平常への維持と、「経済界」(commerce) の発展にあることを主張。同行の独立性を支持。 |
| タラール (Tarare) | 特権更新の現状維持を主張。商・工・農業への貢献を評価。商工業の発展のため、フランス銀行の業態のさらなる拡大を要求。 |
| オート = ピレネー (Hautes-Pyrénées) | 特権更新の現状維持を主張。農業支援策として行われている農業信用地域金庫 (Caisses régionales de crédit agricole) と同様、小営業の発展を目的とした商工業のための地域金庫 (Caisses régionales de crédit commercial et industriel) の新設を要求。 |
| ティエール (Thiers) | 特権更新の現状維持を主張。フランス銀行の自律性維持を主張。 |
| トゥーロン (Toulon) ・ヴァール (Var) | フランス銀行の貢献義務の対象を「国家」、「経済」(commerce)、「公衆」に分ける。同行の「国民的」・「私的」性格を維持することを主張。農業への貢献を評価。小営業の発展促進は同行の義務ではないが、大信用機関の競争により消滅しつつある地方銀行のネットワークを維持することを要求。普仏戦争時に銀行券の信用を維持したことを評価。過去の特権更新と引き換えに課された負担増に鑑みて、今後の同行の負担増に反対。ただし、銀行券の信用を損なわない限りで同行の業態の拡大を要求。公設質屋 (monts-de-piété) への支援を要求。 |
| トゥールーズ (Toulouse) | 1920 年までの現状維持を主張。1910 年の洪水の際のフランス銀行による緊急融資を評価。過去の対国家融資や上納金、国庫関連業務など、政府への貢献業務が同行の負担になっていることを危惧。ただし、同行の業務を状況に合わせて可変可能と考える。 |
| トゥルコワン (Tourcoing) | 1920 年までの現状維持を主張。フランス銀行が株主の利益よりも国益を優先させてきたことを評価。「併合都市」の数を増加させることを要求。 |

| | |
|------------------------------|---|
| トゥール (Tours) | 1920年までの現状維持を主張。フランス銀行の独立性を支持。同行の配当金が減少し、同行の負担が最大限に達したと評価。 |
| ル・トレポール (Le Tréport) | 特権更新の現状維持を主張。フランス銀行による農業への貢献を評価。同行の貢献ないし役割の一部として、「国内市場の防衛」(défense du marché national) と「国際市場の獲得」(conquête des marchés internationaux) が挙げられている。1907年のアメリカ発の恐慌の鎮静化における同行の役割を評価。同行の株主への配当が減少していることを指摘。 |
| トロワ (Troyes) | 特権更新の現状維持を主張。フランス銀行による農業含め経済への貢献を評価。1907年アメリカ発の恐慌の際、同行がロンドン払い手形の割引などを通じて対応したことを評価。同行の設立主意は、株主利益の最大化ではなく、国益の増進にあることを主張。政府への貢献が同行の負担増となっていることを懸念。 |
| コレーズ (Corrèze) | 特権更新の現状維持を主張。農業を含め経済へのフランス銀行による貢献を評価。 |
| ヴァランス (Valence)・ドローム (Drôme) | 1920年までの現状維持を主張。 |
| ヴァランシエンヌ (Valencienne) | 特権更新の現状維持を主張。過去の通貨危機への対応を評価。特権更新に起因するフランス銀行の配当金減少や負担増を懸念。支店網をこれ以上拡大することも含めた業態・業務拡大を懸念。 |
| ヴェルサイユ (Versailles) | 1920年までの現状維持を主張。フランス銀行設立の主意は、「国家」への貢献だけではなく、商工業への貢献にもあることを主張。同行の国立銀行化に反対。外国支払地払手形の割引による輸出促進を評価。 |
| ヴィルフランシュ (Villefranche) | 1920年までの現状維持を評価。農業への貢献を評価。外国支払地払手形の割引による恐慌への対応を評価。 |
| (出典) ABF, 1069199115/23. | |